

優れた機能性を有する太陽光発電システムの認定に係る実施要綱

(制定) 令和4年12月27日付 4都環公地温第2408号

(目的)

第1条 この要綱は、都内において太陽光発電システム（太陽光発電設備及びパワーコンディショナー等の周辺機器をいう。以下同じ。）の設置を拡大していくため、都市特有の課題の解消に資する機能（以下「優れた機能」という。）を有する太陽光発電システム（以下「機能性P V」という。）の基準（以下「基準」という。）を定め、当該基準に適合する太陽光発電システムを機能性P Vとして認定するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(基準骨子案の作成)

第2条 公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）は、都内において太陽光発電システムの設置を拡大していくため、都市特有の課題を整理し、機能性P Vの基準骨子案を作成する。

2 公社は、前項の作成に当たっては、あらかじめ都と協議するものとする。

(審査会の設置)

第3条 公社は、基準案の作成、機能性P Vの認定その他この要綱の施行に必要な事項について、専門的な見地から学識経験者等の意見を聴取し、認定に係る審査を行うため、優れた機能性を有する太陽光発電システムの認定に係る審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の設置に必要な事項については、あらかじめ都と協議した上で、公社が別に定める。

(基準骨子及び基準案の作成)

第4条 公社は、第2条で作成した基準骨子案を審査会に諮り、意見を聴取する。

2 公社は、前項の意見聴取を踏まえ、基準骨子を作成する。

3 公社は、前項の基準骨子の作成に当たっては、あらかじめ都と協議するものとする。

4 公社は、第2項で作成した基準骨子を審査会に諮り、意見を聴取する。

5 公社は、前項の意見聴取を踏まえ、基準案を作成する。

6 公社は、前項で作成した基準案について、審査会の意見等を整理した書面とともに取りまとめ、都に基準の決定を求めるものとする。

(公募)

第5条 公社は、前条第6項により都が決定した基準に基づき公募要項を策定し、太陽光発電システムを販売する事業者等に広く周知し、基準に適合する製品を公募する。

(認定案の作成)

第6条 公社は、前条の公募に対して応募のあった製品（以下「応募製品」という。）について、内容を審査し、基準に適合する製品及び基準に適合しない製品をまとめた認定案（以下「認定案」という。）を作成する。

- 2 公社は、前条の公募に応募した事業者（以下「応募者」という。）に対して、応募製品の審査に必要な事項について、資料の提出及び説明を求めることができる。
- 3 公社は、前項の規定による資料の提出及び説明の要求を拒否された場合は、当該応募者を審査の対象としないことができる。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。
- 4 公社は、第1項の作成に当たっては、あらかじめ都と協議した上で、都の承諾を受けるものとする。

(認定)

第7条 公社は、認定案を審査会に諮り、審査会において審査を行う。

- 2 公社は、前項の審査の結果を踏まえ、基準に適合する製品を認定する。
- 3 公社は、前項の認定に当たっては、あらかじめ都と協議した上で、都の承認を受けるものとする。

(認定書の交付等)

第8条 公社は、応募製品が基準に適合していると認定したときは、当該応募者に対し、認定書を交付する。

- 2 公社は、応募製品が基準に適合していないことを決定したときは、当該応募者に対し、その旨を通知する。

(認定の取消し)

第9条 公社は、認定した製品（以下「認定製品」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。

- 一 偽りの応募その他不正の手段により認定を受けたとき。
 - 二 基準に適合しないことが明らかとなったとき。
 - 三 当該製品に係る事業者が、正当な理由なく本要綱の規定を遵守しなかったとき。
- 2 公社は、前項の規定により認定を取り消そうとする場合には、当該認定を受けた応募者（以下「認定事業者」という。）に対し、取消しの原因となる事実を通知し、弁明の機会を付与する。

(認定製品の公示)

第10条 会社は、第7条により製品を認定したときは、速やかに、認定事業者の氏名又は名称並びに認定製品の種類及び代表型式の名称等を公示するものとする。

2 前項の規定は、前条の規定に基づき認定を取り消したときについて準用する。

(報告)

第11条 会社は、この要綱の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、認定製品の製造及び販売の状況その他の事項について報告を求めることができる。

(承継)

第12条 認定事業者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、当該認定書の交付を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により認定事業者の地位を承継した者は、別に定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

3 会社は、前項の規定による届出があった場合には、その旨を公示する。

(検査)

第13条 会社は、この要綱の施行に必要な限度において関係職員に、認定事業者の同意を得て、その事業所に立ち入り、製品の試験手順及び試験結果を記録した帳簿、試験に用いた測定装置その他の物件若しくは製造、出荷時の検査その他の業務の状況検査をさせることができる。

2 前項の規定により検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。